

農林水産物・食品輸出促進団体 (品目団体) の認定制度について



農林水産物・食品輸出促進団体（品目団体）認定制度

- 輸出品目ごとに、生産から販売に至る関係者が連携し、輸出の促進を図る法人を、法人からの申請に基づき、国が「認定農林水産物・食品輸出促進団体」（認定輸出促進団体）として認定する制度を創設。
- 認定輸出促進団体は、輸出先国でのニーズ調査等の調査研究や商談会参加等の需要開拓、輸出事業者に対する情報提供を行うほか、必要に応じて輸出促進のための規格の策定や任意のチェックオフの業務を行う。

農林水産物・食品輸出促進団体

農林水産物又は食品の輸出の促進を図ることを目的として農林水産物又は食品の輸出のための取組を行う者が組織する団体

輸出促進業務

【必須業務】

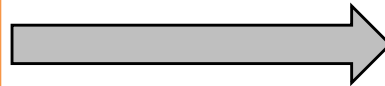
- ① 輸出先国の市場・輸入条件等の調査研究
- ② 商談会への参加、広報宣伝等による需要開拓
- ③ 輸出に関する事業者への情報提供及び助言

【任意業務】

- ① 品質・包装等の輸出促進に必要な規格の策定
- ② 会員等の同意を得て、生産量等に応じた拠出金を収受し、輸出促進のための環境整備に充てる仕組みの構築・運用（任意のチェックオフ）

認定申請

法人であることが必要



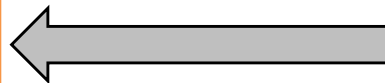
【必要書類】

1 申請書

- ① 対象品目
- ② 団体の構成員 等

2 業務規程 等

認定・支援



主務大臣

農林水産大臣・財務大臣（酒類のみ）

- ① 基本方針に照らし適切
- ② 法令に違反しない
- ③ 輸出拡大に資する等の基準に適合
- ④ 知識・能力・経理的基礎がある
- ⑤ 省令で定める要件に適合

詳細は次ページ

① 中小企業信用保険法の特例

一定の要件を満たす一般社団法人・一般財団法人を、中小企業信用保険法の中小企業者とみなし、同法の保証保険の対象とする。

② 食流機構による債務保証

食品等流通合理化促進機構は、認定団体の業務に必要な資金の借入に係る債務保証を行うことができる。

③ FAMICによる協力

（独）農林水産消費安全技術センター（FAMIC）は、認定団体の依頼に応じ、専門家の派遣その他規格の策定に関し必要な協力を行うことができる。

④ JETROの援助

（独）日本貿易振興機構（JETRO）は、認定団体の依頼に応じ、輸出促進業務の実施に必要な助言その他の援助を行う（努力義務）。

農林水産物・食品輸出促進団体（品目団体）認定要件



法律の要件

- 1 基本方針に照らし適切であること。
- 2 法令に違反しないこと。
- 3 次の基準に適合すること。
 - (1) 輸出の拡大に資するものであること。
 - (2) 生産から販売に至る一連の行程における事業者との緊密な連携が確保されていること。
 - (3) 特定の地域で生産され、製造され、又は加工された農林水産物・食品に限定するものでないこと。
(→オールジャパンでの取り組みを行う)
- 4 知識・能力・経理的基礎を有すること。
- 5 省令で定める要件に適合すること。

以下の内容等を基本方針や省令で規定

【農林水産物又は食品の種類】

認定団体が行う輸出促進業務の対象とする農林水産物又は食品の種類は、「海外で評価される日本の強みがあり、輸出拡大余地が大きく、関係者が一体となった輸出促進活動が効果的な品目」であること。このため、これらの品目は、基本的に、輸出拡大実行戦略において選定されている輸出重点品目であること。

【品目ごとの団体数】

オールジャパンとしての取組を進めるため、輸出促進業務の対象とする農林水産物又は食品の種類は、基本的に、他の認定輸出促進団体が行う輸出促進業務の対象とする農林水産物又は食品の種類ではないこと。

【多様な事業者との連携】

輸出促進業務の実施に当たり、農林水産物又は食品の生産から販売に至る一連の行程における事業者が構成員に含まれている、又は、一連の行程のうち一部の行程における事業者が構成員に含まれていない場合には、当該行程における事業者の意見を聴く体制としていること。

【団体への加入】

構成員となることを希望する者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。

【輸出拡大のための計画】

農林水産物又は食品の輸出の拡大に向けた中期的な計画を有すること。

認定農林水産物・食品輸出促進団体（品目団体）の取組概要

- 個々の産地・事業者では取り組む負担が大きい、非競争分野の輸出促進活動（市場調査、ジャパンブランドによる共同プロモーション）を品目団体がを行い、産地や事業者の輸出拡大の取組を下支え。

【産地・事業者の課題例】



各国で規制内容が異なる上に変わるので、**個社で最新情報を把握し続けることは困難**。



個社でPRを行うには限界があるため、**事業者が集まって現地で効率良く各社がPRを行う機会が欲しい**。



海外では日本の地方の名称は知られておらず、**日本産であることをブランド化した方が良い**。



輸送時のカビ発生等による**ロスが業界共通の問題**。抑制に向けた技術開発が必要。



ロット確保が出来ず逃している販売機会がある。産地間調整の機会が必要



様々な**課題が次々と出てきて、それぞれに必要な対応が自社では不明**なことが多い。具体的な対応策の情報を得る場があるとありがたい。

品目団体へ集約

品目団体

生産者や事業者が直面する課題の解決に向け、オールジャパンで取り組むべき活動を実施。

【必須業務】

- 輸出先国の市場・輸入条件（規制）等の**調査・研究**
- 商談会への参加、広報宣伝等による**需要開拓**
（例）見本市へオールジャパンで出展、バイヤー向け商談会・セミナー開催、ジャパンブランド広報の実施
- 輸出に関する**事業者への情報提供・助言**
（例）輸出専門家による相談窓口を設置

【任意業務】

- 輸出促進に必要な包材・品質等の**規格の策定**
- 輸出のための取組みを行う事業者から拠出金を収受し、輸出促進の環境整備に充てる仕組みづくり（**任意のチェックオフ**）



バイヤーとの商談



店頭プロモーション



輸送規格を作成し荷潰れを防止

認定農林水産物・食品輸出促進団体（品目団体）の体制イメージ

- 品目の生産から販売までの関係者が連携し、オールジャパンで輸出拡大活動に取り組む。関係者は団体に加入することで、団体から情報提供を受けたり、団体が実施する販促活動に参加するなどのメリットを享受。
- 国、JETRO等が団体の取組を支援。

<認定団体の体制イメージ>

認定農林水産物・食品輸出促進団体（品目団体）

事務局

品目の関係者の意見を集約しオールジャパンとしての活動を企画・運営

- ・共通課題、情報の集約
- ・会費等により活動経費を拠出

業界全体の輸出力強化に
つながる活動を企画・展開

構成員※

生産、流通、販売まで幅広い輸出関係者が連携

生産・製造分野

- ・生産者、JA
- ・産地協議会
- ・食品メーカー等

流通分野

- ・卸売業者
- ・運送業者 等

販売分野

- ・輸出商社 等

この他にも必要に応じ、自治体や関係団体等、幅広い関係者と連携し活動を展開

政府

- ・法律による認定
- ・活動支援

JETRO FAMIC

助言・援助・協力

※構成員・・・直接の会員に加え、会員になっている団体の会員（孫会員）を含むことも団体の判断により可能。